

平成28年度福島県公債管理特別会計予算

平成28年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,773,865千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		310,974
	1 財 産 運 用 収 入	310,974
2 繰 入 金		25,462,891
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,151,917
	2 基 金 繰 入 金	4,310,974
3 県 債		13,000,000
	1 県 債	13,000,000
歳 入	合 計	38,773,865

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		38,773,865
	1 公 債 費	38,773,865
歳 出 合 計		38,773,865

平成28年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成28年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,303,834千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,653,833
	1 財 産 運 用 収 入	3,833
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,303,834

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 基金管理費			3,834
	1 基金管理費		3,834
2 土地取得事業費			1,650,000
	1 公共用地取得事業費		1,650,000
3 繰出金			1,650,000
	1 基金繰出金		1,650,000
歳 出 合 計			3,303,834

平成28年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成28年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ501,170千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,785
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,785
2 繰 越 金		343,664
	1 繰 越 金	343,664
3 諸 収 入		150,641
	1 預 金 利 子	60
	2 貸 付 金 元 利 収 入	150,031
	3 雑 入	550
5 国 庫 支 出 金		1,080
	1 国 庫 補 助 金	1,080
歳 入	合 計	501,170

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		501,170
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	501,170
歳 出 合 計		501,170

平成28年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成28年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,417,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
2 繰越金			1,606,552
	1 繰越金		1,606,552
3 諸収入			505,855
	1 預金利息	子	1,133
	2 貸付金元利収入		504,706
	3 雑収入		16
4 県債			305,200
	1 県債		305,200
歳 入 合 計			2,417,607

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		849,968
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	849,968
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		1,567,639
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	1,567,639
歳 出 合 計		2,417,607

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金	305,200	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 資 金 独立行政法人中小企業基盤整備 機構	独立行政法人中小企業基盤整備 機構の業務（産業基盤整備業務 を除く。）に係る業務運営、財 務及び会計に関する省令（平成 16年経済産業省令第74号）第1 条の2第3号の規定により独立 行政法人中小企業基盤整備機構 が業務方法書（貸付準則）に定 める利率	独立行政法人中小企業基盤整備機構の 業務（産業基盤整備業務を除く。）に 係る業務運営、財務及び会計に関する 省令（平成16年経済産業省令第74号） 第1条の2第3号の規定により独立行 政法人中小企業基盤整備機構が業務方 法書（貸付準則）に定める償還の方法
計	305,200			

平成28年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

平成28年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			16,979
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	11,317
	3 諸収入	入	5,661
2 業務勘定収入			914
	1 繰入金	金	780
	2 繰越金	金	81
	3 諸収入	入	53
3 就農支援資金貸付勘定収入			21,489
	2 繰越金	金	17,489
	3 諸収入	入	4,000
4 就農支援資金業務勘定収入			9
	1 繰入金	金	8

款	項	金 額
	2 繰 越 金	1
歳 入	合 計	39,391

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		39,391
	1 貸 付 勘 定	16,979
	2 業 務 勘 定	914
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	21,489
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定	9
歳 出 合 計		39,391

平成28年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成28年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		238,000
	1 繰越金	211,346
	2 諸収入	26,654
2 業務勘定収入		3,576
	2 繰越金	3,574
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		241,576

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		241,576
	1 貸付勘定	238,000
	2 業務勘定	3,576
歳 出 合 計		241,576

平成28年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成28年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		66,649
	3 諸収入		12,350
2 業務勘定収入			978
	1 繰入金		276
	2 繰越金		700
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			79,978

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,978
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	978
歳 出 合 計		79,978

平成28年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成28年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,361,741千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		593,224
	1 使用料	593,224
3 財産収入		3,948,372
	1 財産売払収入	3,452,565
	2 財産運用収入	495,807
4 繰入金		4,712,908
	1 一般会計繰入金	4,712,908
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		234
	1 雑入	234

款	項	金額
7 県 債		4,107,000
	1 県 債	4,107,000
歳 入 合 計		13,361,741

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費		9,018,356
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	6,835,586
	2 荷 役 機 械 整 備 費	2,094,162
	3 上 屋 管 理 運 営 費	61,561
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	27,047
2 相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費		4,340,489
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	846,148
	2 上 屋 管 理 運 営 費	24,166
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	10,323
	4 荷 役 機 械 整 備 費	7,288
	5 工 業 用 地 埋 立 造 成 費	3,452,564
3 中 之 作 港 港 湾 整 備 事 業 費		2,896
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,896
歳 出	合 計	13,361,741

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械建造費（小名浜港）	平 成 29 年 度	2,110,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	2,988,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	830,000			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	289,000			
計	4,107,000			

平成28年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,794,442千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,707,841
	1 負担金	3,707,841
2 使用料及び手数料		62
	1 使用料	62
3 国庫支出金		1,261,533
	1 国庫補助金	1,261,533
4 繰入金		15,147,184
	1 一般会計繰入金	15,147,184
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		24
	1 雑収入	24
7 県債		677,300

款	項	金額
	1 県 債	677,300
8 財 産 収 入		497
	1 財 産 運 用 収 入	497
歳 入	合 計	20,794,442

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			20,794,442
	1 管 理 費		13,705,941
	2 建 設 費		2,424,348
	3 公 債 費		1,464,153
	4 繰 出 金		3,200,000
歳 出 合 計			20,794,442

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道資産評価業務の委託	平成 29 年 度	70,000
流域下水道維持管理（汚泥放射能対策）工事（県中処理区）	平成 29 年 度	400,000
流域下水道整備工事（県北処理区）	平成 29 年 度	1,121,000
流域下水道整備工事（県中処理区）	平成 29 年 度	228,000
流域下水道整備工事（二本松処理区）	平成 29 年 度	273,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
維 持 管 理 費	70,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 費	15,200			
流 域 下 水 道 整 備 費	592,100			
計	677,300			

平成28年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成28年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,190,547千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入		3,127,987
	1 証 紙 収 入	3,127,987
2 繰 越 金		62,559
	1 繰 越 金	62,559
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,190,547

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,158,227
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,158,227
2 諸 支 出 金		2,320
	1 証 紙 買 戻 金	2,320
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,190,547

平成28年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成28年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ617,778千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		991
	1 財 産 運 用 収 入	991
3 繰 入 金		371,493
	1 一 般 会 計 繰 入 金	325,286
	2 基 金 繰 入 金	46,207
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		245,290
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	245,245
	3 雑 入	44
歳 入 合 計		617,778

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		617,778
	1 奨学資金貸付事業費	617,778
歳 出 合 計		617,778

平成28年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 71件 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 319,823,950立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 876,230立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,714,398千円
第1項 営 業 収 益	2,326,652千円
第2項 営 業 外 収 益	352,902千円
第3項 特 別 利 益	34,844千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,712,048千円
第1項 営 業 費 用	2,570,327千円

第2項 営業外費用 141,351千円

第3項 特別損失 370千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額854,832千円は過年度分損益勘定留保資金639,605千円、当年度分損益勘定留保資金215,227千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 4,157,520千円

第1項 企業債 4,092,300千円

第2項 出資金 63,218千円

第3項 工事負担金 2,000千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 5,012,352千円

第1項 建設改良費 4,344,564千円

第2項 企業債等償還金 667,788千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1	建設改良費	鹿島ポンプ場予備電源設置工事	73,013千円	平成28年度	35,326千円
						平成29年度	37,687千円
				赤井取水場取水ポンプ更新工事	138,822千円	平成28年度	0千円
						平成29年度	138,822千円
				好間浄水場電気設備更新工事	365,210千円	平成28年度	151,415千円
						平成29年度	213,795千円
				初野浄水場増設（土木）工事	420,000千円	平成28年度	84,000千円
						平成29年度	252,000千円
						平成30年度	84,000千円
				初野浄水場増設（機械設備）工事	170,000千円	平成28年度	34,000千円
						平成29年度	102,000千円
						平成30年度	34,000千円
				初野浄水場増設（電気設備）工事	160,000千円	平成28年度	32,000千円
						平成29年度	96,000千円
						平成30年度	32,000千円
				配水管布設工事（B工区）	940,000千円	平成28年度	282,000千円
						平成29年度	470,000千円
						平成30年度	188,000千円

配水管布設工事（C工区）

720,000千円

平成28年度

216,000千円

平成29年度

360,000千円

平成30年度

144,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	4,092,300千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、401,681千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 310,692千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,808千円と定める。

平成28年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 72,250平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	1,208,892千円
第1項 営業収益	1,107,395千円
第2項 営業外収益	28,334千円
第3項 特別利益	73,163千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	1,217,496千円
第1項 営業費用	956,929千円
第2項 営業外費用	187,404千円
第3項 特別損失	73,163千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,084,784千円は、過年度分損益勘定留保資金3,084,784千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,003,775千円
第1項 企業債	1,000,008千円
第2項 長期貸付金償還金	3,767千円

支 出

第1款 資本的支出	4,088,559千円
第1項 いわき四倉中核工業団地 第2期整備事業費	1,011,559千円
第2項 企業債等償還金	2,877,000千円
第3項 予備費	200,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	1,000,008千円	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 銀行等引受資金	年10% 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償

還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,524,907千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 77,398千円

(2) 交際費 60千円

(他会計からの補助金)

第9条 いわき四倉中核工業団地第2期整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,551千円である。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	23,020平方メートル	売却
		白河複合型拠点	49,230平方メートル	売却

平成28年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		479床
一 般 病 床		276床
精 神 病 床		199床
感 染 症 病 床		4床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	74,237人
	1 日 平 均 患 者 数	203人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	97,161人
	1 日 平 均 患 者 数	399人
(3) 建 設 改 良 事 業		192,496千円
既 設 病 院 整 備		14,658千円
資 産 購 入		177,837千円
雑 支 出		1千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,585,986千円
第1項 医業収益	2,925,751千円
第2項 医業外収益	4,657,753千円
第3項 特別利益	2,482千円

支 出

第1款 病院事業費用	7,612,348千円
第1項 医業費用	6,178,407千円
第2項 医業外費用	273,306千円
第3項 特別損失	1,160,635千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,212千円は、当年度分損益勘定留保資金103,212千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,294,817千円
第1項 企業債	203,300千円
第2項 負担金	828,511千円

第3項	他会計からの長期借入金	254,182千円
第4項	県立病院施設整備基金繰入金	5,166千円
第5項	雑収入	3,658千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,398,029千円
第1項	建設改良費	192,496千円
第2項	企業債償還金	844,482千円
第3項	他会計からの長期借入金返還金	357,394千円
第4項	県立病院施設整備基金積立金	3,657千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
SPD 導入事業	平成29年度から平成30年度まで	48,212千円
県立矢吹病院アウトリーチ型医療用公用車の賃借	平成29年度から平成32年度まで	1,452千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
既設病院整備費	14,600千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格	年10%以内 (ただし、利率見直し)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償

は、知事が定める。

2 借入資金 政府資金その他

方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

資産購入費	167,700千円	同	上	同	上	同	上
企業債償還金	21,000千円	同	上	同	上	同	上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,794,445千円

(2) 交際費 748千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、
県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、811,904千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、609,838千円と定める。